

上代における「カムガカリ」と憑依：『日本書紀』 の「顕神明之憑談」を中心として

藤崎， 祐二
九州大学大学院：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1909874>

出版情報：語文研究. 121, pp.28-41, 2016-06-04. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

上代における「カムガカリ」と憑依

— 『日本書紀』の「顕神明之憑談」を中心として —

藤 崎 祐 二

はじめに

『日本霊異記』などの説話集には、憑依現象をはじめとして、人が神や靈魂と交流する場面がさまざまに描かれており、物語に奇想天外な趣を添え、読者を魅了する。同趣の物語は、託宣に纏わる伝承を中心として、早くは記紀に散見される。託宣の場において巫覡によってもたらされる装飾的な神の言葉に、文学の原初的な姿の一つを見る向きがあるが、散文が^(注1)発達した時代にも、託宣に纏わる伝承が物語を彩っている事実は、黎明期の文学と信仰との緊密性を窺わせる。上代の文学において、託宣やそれに伴う憑依現象は象徴的である。

上代には既に「神がかり」という言葉が存在する。私たち

は、この言葉を無意識のうちに現代の概念の上に想起するが、同時代の人々は、神々や靈魂との関わりをどのように認識し、表現していたのであろうか。文献に著された託宣や憑依現象を分析し、同時代の概念を綿密に検証することは、黎明期の文学を掘り下げる上で、有効な手段となるであろう。本稿は、『日本書紀』を中心に、上代の文献において憑依の意味で使用されていると考えられる漢字を検証し、意味上の区別と使い分けがあつた可能性について問題提起するものである。言葉の厳密な使い分けは、同時代における「神がかり」の概念を読み解くための手がかりになると考えるからである。

一、「カムガカリ」の「カカル」と、

憑依を意味する漢字の相違

『日本書紀』に散見する憑依現象の大半は、「とり憑く」を意味する語句として「託」・「著(着)」を使用する。「託」を使用した例を履中紀から、「著(着)」を使用した例を顕宗紀から抜粋し、以下に掲げる。

先レ是飼部之黥皆未レ差。時居レ嶋伊奘諾神、託レ祝曰、不レ堪二血臭一矣。〔是より先に、飼部の黥、皆未だ差えず。時に島に居します伊奘諾神、祝に託りて曰はく、「血の臭きに堪へず」とのたまふ。〕(卷十二・履中天皇五年九月)

於レ是月神著レ人謂之曰、我祖高皇産靈有下預銚二造天地一之功。宜下以二民地一、奉中我月神上。若依レ請献レ我、当二福慶一。〔是に月神、人に著りて謂りて曰はく、「我が祖高皇産靈、預ひて天地を銚造せる功有します。民地を以ちて、我が月神に奉れ。若し請の依に我に献らば、福慶あらむ」とのたまふ。〕(卷十五・顕宗天皇三年二月)

傍線で示したごとく「託」・「著(着)」は「カカル」と読まれているが、これは現存する伝本では院政期の書写本まで遡ることが可能であり、諸注釈も踏襲している。また、これらの憑依現象は、いずれも託宣の場面に伴うものであり、必ず神意が示されるという特徴を有する。

しかし、卷一・神代紀上において、天鈿女命が天照大神を天石窟から誘い出すために試みた「カムガカリ」に限っては、幾分趣が異なっている。

又猿女君遠祖天鈿女命、則手持二茅纏之稍、立二於天石窟戸之前一、巧作二俳優一。亦以二天香山之真坂樹一為レ鬘、以レ蘿、比軀。為二手纏一。多須積。此云。而火処焼、覆槽置。覆槽、此云。顯神明之憑談。〔又猿女君が遠祖天鈿女命、則ち手に茅纏の稍を持ち、天石窟戸の前に立ち、巧に俳優を作す。亦天香山の真坂樹を以ちて鬘とし、蘿を以ちて手纏とし、蘿、此には比軀と云ふ。手纏として、手纏、此には多須積と云ふ。火処焼き、覆槽置せ、覆槽、此には手談と云ふ。顯神明之憑談。顯神明之憑談、此には歌牟鵝可梨と云ふ。〕

傍線で示したごとく、「顯神明之憑談」の下には「カムガカ

リ」と読む訓釈が添えられている。天照大神が天石簷に隠れる物語は記紀に共通の挿話であるため、対応する箇所を比較してみると、以下に掲げるとおり『古事記』上巻では、「顕神明之憑談（カムガカリ）」に相当する語として「神懸」が使われている。

天宇受売命、手次繫^二天香山之天之日影^一而、為^レ纒^二天之真析^一而、手草結^二天香山之小竹葉^一而、訓々。小竹云。於^二天之石屋戸^一伏^二汗氣^一。此二字以音。而、踏登杼呂許志、此五字以音。為^二神懸^一而、掛^二出胸乳^一、裳緒忍^二垂於番登^一也。
〔天宇受売命、手次に天の香山の天の日影を繫けて、天の真析を纒と為て、手草に天の香山の小竹の葉を結びて、天の石屋の戸にうけを伏せて、踏みとどろこし、神懸り為て、胸乳を掛き出だし、裳の緒をほとに忍し垂れき。〕

『日本書紀』の訓釈と『古事記』の「神懸」とは、相互補足的に、この場面に描かれた現象が「カムガカリ」であることを示している。ただし、「カムガカリ」とはいいながら、神意が示される託宣らしき描写を伴わないこともあり、天鈿女命が何者かに憑依したり、あるいは憑依されたりする必然性に欠け、語義の内実は明らかでない。果たして天鈿女命の「カム

ガカリ」は、その他の託宣の場面に散見される憑依現象と同質のものであろうか。

両者の文脈上の相違は古くから指摘されており、たとえば、卜部兼方の『釈日本紀』（注）には古注釈『私記』の逸文を以下のようにとどめている。

私記曰。問。凡云^二神懸^一者。必有^二其神託宣^一。今此託宣。何神哉。答。此与^二他処^一為^二少異^一也。諸神欲^レ令^二三日神深見^一奇物。故俳優万態不^レ可^二彈記^一。鈿女命仮為^二他神^一。有^レ所^二託宣^一耳。是欲^レ令^二日神深奇^一故也。然則。是仮為^二之^一言。未^三必有^二神所^レ託也。〔私記に曰く。問ひていはく。凡そ神懸りと云ふは。必ず其の神の託宣有り。今此の託宣。何神なるや。答へていはく。此れ他所と少異を為す也。諸神日の神をして深く奇物を見せしめむと欲す。故に俳優万態彈記すべからず。鈿女命仮に他神と為り。託宣する所有るのみ。是れ日の神をして深く奇しまれむと欲する故なり。然れば則ち。是れ仮に之の言を為す。未だ必ずしも神の託する所に有らざるなり。〕

『私記』は、天鈿女命の「カムガカリ」が、憑依者による託宣を伴わない点に着目し、天鈿女命は必ずしも神靈に憑依され

ているのではなく、天照大神を石窟戸から誘い出すために、
氣を引こうとしているのだと指摘する。本居宣長も『古事記
傳』^(注5)においてこれを支持しており、さらに「神懸」について
以下のように語釈する。

書紀には顕神明之憑談、此云二歌牟鵝可梨一とあり、又崇
神卷に、神三明一憑倭迹々日百襲姬命一曰云々、顕宗卷
に、月神着レ人謂之曰云々、(中略)又此記訶志比宮段に、
於是大后婦神言教覺詔者云々とあるも同じ、皆俗に所謂
託一宣なり、但此らは正しく其々の神の有べき事を告覺
し給なるを、今此段の神懸は、物の着て正心を失へる状
に、えも云ぬ制戲言を云て、俳優をなすを云なり、^(マゴ、ロ)
にては其人の得言まじきことを、つ、まず言を、神懸と
は云なり、今俗に着物のしたる如くくちばしるといふ状
なり、^(ツキモ)

「カムガカリ」の類例として、記紀に散見される託宣の場面を
列挙した上で、その相違を指摘している。さらに、飯田季治
氏は、以下に掲げるとおり、「顕神明之憑談」の文字列に根差
した見解を示している。^(注6)

神懸すの意で、神の靈魂が人に憑移る事を云ふ、『神明の
憑談を顕はす』とある漢文の方に就いて説明すると、
『神明が人に憑いて(憑くと云ふは、狐憑などの憑に同
じ、乗憑る事也)、其の正心を失ひ、種々の事を談りて狂
ふ如き状態を顕はして舞ひ踊った』と云ふ意である。

さて、ここで問題としたいのは、傍線で示したごとく、「カ
ムガカリ」を語釈するにあたって、宣長が、記紀に散見され
る憑依現象と「同じ」と述べたことであり、また飯田氏が、
「神懸すの意で、神の靈魂が人に憑移る事を云ふ」と説明した
ことである。両者は「カムガカリ」と他の憑依現象との相違
を指摘しながらも、根本的に区別しているわけではなく、あ
くまで同一語句における特異な用例として扱っているのでは
ある。果たしてこのような扱いは妥当であろうか。両者を同一
語句のごとくに扱う前提は、憑依を意味する「託」「著(着)」
を「カカル」と読むことで成り立っているが、これは『日本
書紀』独自の読みであり、しかも前述のとおり、院政期の古
写本を遡らないのである。^(注3)

『日本書紀』が成立した時代に、「カムガカリ」と憑依現象
との間に意味上の区別があったのであれば、漢字表記及び読
みに反映されるはずである。そこで、従来「カカル」という

「読みが定着している」「託」「著(着)」を中心に、上代の文献において「とり憑く」の意味で使用される以下の漢字の読みを、改めて検証する。^(注7)

「認」 『万葉集』一例

「著(着)」 『日本書紀』五例・『万葉集』一例

「託」 『風土記』二例・『日本書紀』九例・『続日本

紀』二例・『日本霊異記』十三例

「憑」 『日本書紀』一例

四つの漢字の読みが「カカル」でない場合、天鈿女命の「カムガカリ」と、託宣の場面に散見される憑依現象とは、明確に区別され得ることとなる。^(注8)

二、憑依を表す「託」「著」の読みの検証

「認」と「憑」のように孤例と見なせる漢字は、「とり憑く」を意味する漢字として一般的に定着していなかった可能性があるのに対して、「託」のように複数の文献に見える漢字は、広く「とり憑く」を意味する漢字として認知されていた可能性が高く、従って、その読みもある程度定着していたと考えられる。「著(着)」も、数こそ「託」に及ばないものの、二つの文献に跨って使用されている点において、同様のことが

言える。特定の用法が広く定着していた語に関しては、その読みが後世にも受け継がれた可能性が高い。そこで、平安時代の成立ではあるが、参考までに『類聚名義抄』の「懸」「託」「著(着)」の項目においてその読みを確認したところ、以下のような特徴が浮かび上がった。^(注9)

カカル ツク

懸 ○ ×

託 × ○

著 × ○

「神懸」の「懸」が、平安時代においても「カカル」と読むのに対し、広く「とり憑く」の意味で流布していたと考えられる「託」「著(着)」は、「ツク」のみを共有する。このことを踏まえ、「託」と「著」にある程度の類義性を認めるならば、複数の文献を通じて一例しか確認できない「懸」との径庭が顕著となり、上代において「とり憑く」の意味で使用された漢字の読みとしては、「ツク」の可能性が浮上する。

以下、同時代の用例を重視して、記紀から和語「ツク」の用例を抜き出し、同時代の文献の類似する文脈と照合して、対応関係にある漢字を検証することとする。『古事記』における「ドク(トク)」は「ツク」の転音と考えられているため、「ツク」として扱った。

◆『古事記』の和語「つく(どく)」三例

① 沖つ鳥 鴨度久島に 我が率寝し 妹は忘れじ 世の悉
に (上巻・日子穂々手見命と鶴茸草葺不合命)

② この蟹や 何処の蟹 百伝ふ 角鹿の蟹 横去らふ 何
処に至る 伊知遅島 美島に斗岐 鳩鳥の 潜き息づき

しなだゆふ ささなみ道を すくすくと 我がいませば
や 木幡の道に 遇はしし嬢子 (中巻・応神天皇)

③ 御諸に 築くや玉垣 都岐余し 誰にかも依らむ 神の
宮人 (下巻・雄略天皇)

◆『日本書紀』の和語「つく」四例

④ 沖つ鳥 鴨豆勾島に 我が率寝し 妹は忘れじ 世の尽

も (巻二・神代下 第十段 一書第三)

⑤ (前略) 鹿猪待つと 我がいませば さ猪待つと 我が立
たせば 手舂に 虻かき都積つ (後略) (巻十四・雄略

天皇四年八月)

⑥ (前略) 千代にも かくしもがも 畏みて 仕へ奉らむ
拝みて 仕へまつらむ 歌豆紀まつる (後略) (巻二十

二・推古天皇二十年正月)

⑦ 金木都該 吾が飼ふ駒は 引き出せず 吾が飼ふ駒を
人見つらむか (巻二十五・孝德天皇白雉四年是年)

万葉仮名表記の和語「ツク」は、以上の七例である。①・④

は、「身を寄せる」の意味であり、以下の用法と類似すること
から、漢字「託」との対応関係が窺われる。

余託「根遥鳴之崇巒、晞幹九陽之休光。」〔余、根を遥島
の崇き巒に託け、幹を九陽の休しき光に晞す。〕(『万葉
集』巻五・八一〇・詞書)

⑥は、「歌を献上する」の意味であるが、換言すれば「歌を相
手に寄せる」ということであるから、①・④と同様「託」と
の対応関係が指摘できる。②は「到着する」の意味で、以下
の用法と一致を見ることから、漢字「著」との対応関係が指
摘できる。

於レ是日没也。夜冥不レ知レ著レ岸。遥視二火光。〔是に
日没れぬ。夜冥く岸に著かむことを知らず。遙に火の光
視ゆ。〕(『日本書紀』巻七・景行天皇十八年五月)

③の「ツク」は、「築く」のみならず、「付き従う」の意味を
も含んでおり、以下の用法と類似することから、漢字「託」
との対応関係が指摘できる。

復有^二奴婢^一、欺^二主貧困^一、自託^二勢家^一求^レ活。勢家仍強留
買、不^レ送^二本主^一者多。〔復^二奴婢^一有りて、主の貧困め
るを欺^レきて、自ら^二勢家に託^レきて活を求む。勢家、仍^レりて
強^レに留め買ひて、本主に送らざる者多し。〕（『日本書紀』
卷二十五・孝德天皇大化二年三月）

⑤は虫が人体に食いつく意味で、少し時代は下るが、『日本書
異記』に類例を認める。

喚^レ妻婦^レ家、即犯^二其妻^一。卒爾聞著^レ蟻嚼、痛死。〔妻を
喚びて家に帰り、即ち其の妻を犯す。卒爾に間に蟻著き
て嚼ミ、痛み死にき。〕（中卷第十一縁）

⑦の「ツク」は馬に拘束具を装着する意味で、「金木」は首枷
のことである。同じ『日本書紀』に類例を見る。

穂積臣嚼捉^二聚大臣伴党田口臣筑紫等^一、著^レ枷反縛。
〔穂積臣嚼、大臣の伴党田口臣筑紫等を捉へ聚めて、枷を
著け反縛れり。〕（卷二十五・孝德天皇大化五年三月）

罪人に首枷を着けて拘束する場面において、漢字「著」が使

用されており、引用元の新編日本古典文学全集は「はけ」と
読んでいるものの、傍線部の類似は、和語「ツク」と漢字
「著」の対応関係を示している。以上、『古事記』と『日本書
紀』における和語「ツク」を検証することで、「託」と「著」
の読みとしては、「カカル（カク）」よりも「ツク」の方が有
力であることが知られた。

さらに、記紀とは異なる性質を持つ文献ではあるが、『万葉
集』における憑依を意味する漢字「認」と「著」が、いずれ
も「ツク」と読む蓋然性の高いことも傍証となる。

おほともすくね 巨勢郎女を娉ふ時の歌一首 大伴宿禰、
いみなやすまろ 諱を安麻呂といふ。難波朝の右大臣大紫大伴長徳卿
の第六子にあたり、平城朝に大納言兼大將軍に任せ
られて薨す

たまかつら 玉葛 実ならぬ木には ちはやぶる 神曾著常云 成ら
ぬ木ごとに（卷二・一〇一）

をとも 娘子がまた報ふる歌一首

わが祭る 神にはあらず ますらをに 認有神曾 よく

祭るべし（卷三・四〇六）

まず、四〇六番歌の「認」に関しては、既に春日政治氏が「ツ

ク」と読む可能性を論じている。^(注1) また、四〇六番歌の「認」、一〇一番歌の「著」に共通して、「カカル」と読んでは、和歌の字数を大幅に逸脱してしまうのである。このように、『万葉集』において「ツク」と読む蓋然性の高い「著」が、『日本書紀』においても同じ憑依の意味で五例使用されているのである。院政期より遡ることのできない「カカル」という特殊な読みは、必ずしも確定的なものとは言えない。

以上の考察を踏まえ、上代において憑依の意味で使用される四つの漢字の内、「認」「著(着)」「託」の読みを「ツク」とする。次の第三節では、残る「憑」の考察を行う。

三、憑依を表す「憑」の読みの検証

崇神紀において、神が倭迹迹日百襲姫に憑依して託宣する場面には、「憑」を「とり憑く」の意味で使用される唯一の例がある。^(注12)

是時神明憑^レ倭迹迹日百襲姫命^一曰、天皇何憂^二国之不治也。若能敬^二祭我^一者、必当自平矣。(是の時に、神明、倭迹迹日百襲姫命に憑りて曰はく、「天皇、何ぞ国の治らざることを憂へたまふや。若し能く我を敬ひ祭りたまは

ば、必当^{かならず}自平^{たひら}ぎなむ」とのたまふ。)(卷五・崇神天皇七年二月)

この用法は、本稿の冒頭に掲げた、「とり憑く」の意味で使用される「託」・「著」の用例と酷似している。同じ用法であれば、三つの異なる漢字に、同一の訓を想定することは可能である。したがって、『類聚名義抄』が「憑」の読みを「カク・カカル」とすることや、崇神紀の託宣において使用される「憑」が、天鈿女命の「顕神明之憑談(カムガカリ)」の文字列にも使用されている点を考え合わせれば、「託」や「著(着)」の読みが「カカル」である可能性を完全に排除することはできない。しかし、崇神紀の用例は、その読みとして「カク・カカル」が想定されること以外にも、それが「とり憑く」の意味で使用される唯一の「憑」である点を問題視する必要がある。

「とり憑く」の意味で使用される「託」・「著(着)」は、複数の文献にまたがって散見される上に、「ツク」という読みを共有する一方で、「憑」は崇神紀の一例のみである。また、天鈿女命の「顕神明之憑談」は、文字列全体を「カムガカリ」と読んでいたのであって、「憑」一文字を「カカル」と読んでいたのではない。明らかに特異な用例を根拠にして、「託」及

び「著(着)」の読みを「カカル」と見なしてよいものであるうか。むしろ、多数を占める「託」「著(着)」に従って、「憑」の読みを定めるべきではないだろうか。

前述のとおり、「憑」は平安時代において、「懸」と同様「カカル」と読まれたことが、『類聚名義抄』によって知られる。しかし、上代の用例を検証すると、漢字「憑」と和語「カカル(カク)」の対応関係は、漢字「懸」と和語「カカル(カク)」の対応関係ほどには、強固なものとは言えないようである。上代において、万葉仮名表記の「カカル(カク)」と「神懸」の「懸」は、いずれも「固定された一点から垂れ下がる」の意味で使用される例が多いことから、強固な対応関係にあることは明白である。しかし、漢字「憑」は、『日本書紀』に五例、『万葉集』に二十二例、『続日本紀』に十一例、『日本霊異記』に十例確認されたものの、「顕神明之憑談」と当該崇神紀・倭迹迹日百襲姫の例を除いて、全て「頼る」・「あてにする」の意味で使われており、和語「カカル」の用法とは一致しない。漢字「懸」には「頼る」に近い語義がないわけではないが、「寄り掛かる」のような物質間に生じる力学的な用法にとどまっており、結局「固定された一点から垂れ下がる」意の範疇と考えられる。そのような「憑」が、上代において和語「タノム」と対応関係にあったことは、以下に掲げる『万

葉集』の用例によって知られる。

……四方よもの人の 大船おほぶねの 思憑おもひたのみて而 天あまつ水みづ 仰あふぎて待つ
に いかさまに 思ほしめせか つれもなき……(巻二・
一六七 長歌の一部のみ抜粋)
……思しけくも 良よけくも見むと 大船おほぶねの 於毛おもひたの比多能
無む尔に 思はぬに 横よこしま風の にふふかに……(巻五・
九〇四 長歌の一部のみ抜粋)

『万葉集』には、「大船ノオモヒタノム」という定型句が十例あり、九〇四番歌のみ万葉仮名表記で、残りの九例は一六七番歌のごとき漢字表記であった。両者は「憑」と「タノム」の明らかな対応関係を示している。しかし、「憑」と「カカル」には、同様の強固な対応関係を示す用例を見ないのである。平安時代に成立した『類聚名義抄』が、「憑」を「カク・カクル」と読んでいたとしても、それを安易に上代に遡って適用するべきではない。したがって、崇神紀の「憑」の読みを「カカル」とし、さらには同様の文脈で使用される「託」や「著」にも当てはめることには慎重であらねばならない。崇神紀の執筆担当者が「憑」を使用したのは、漢籍において、「憑」が「とり憑く」の意味で使用されるという知識を有

していたからであらう。^(注15)しかし、上代の日本において、漢字「憑」は、「頼る」を意味する和語「タノム」とは対応関係にあったものの、「とり憑く」を意味する和語「ツク」との関係は希薄であった。すると、崇神紀における「憑」の使用は、念頭に置く和語を漢字に置き換えたものではなく、初めから漢字の語義に基づく選択だった可能性があり、これを訓読する場合は、「託」や「著」と同様「ツク」が相応しいのではあるまいか。

四、「カムガカリ」の語義

以上の考察によって、「神懸(カムガカリ)」の「懸」と、憑依を意味する四つの漢字「認」・「託」・「著(着)」・「憑」には、異なる読みが想定されることから、語義も区別されていた可能性が指摘できる。両者にはどのような違いがあるだろうか。

記紀の用例を検証すると、和語「カカル(カク)」は、「固定された一点から垂れ下がる」のごとき意味で使用されており、「固定された一点」に付着の意味を内包している。そのため、漢字「懸」と漢字「託」・「著(着)」は、用法が重なる例も少なくない。しかし、以下に掲げる「著(ツク)」の用例

は、「懸(カカル)」に置き換えることはできないと思われる。

以レ火烧^レ似^レ猪大石^一而、転落。爾、追下、取時、即於^二其石^一所^二烧^レ著^一而^レ死。(中略)爾、蛭貝比壳岐佐宜^{此三字}集而、蛤貝比壳待承而、塗^二母乳汁^一者、成^二麗丈夫^一而、出遊行。(火を以て猪に似たる大石を焼きて、^{訓丈夫云、}麗等古^一而、出遊行。火を以て猪に似たる大石を焼きて、^{まろ}転ばし落しき。爾くして、追ひ下り、取る時に、即ち其の石に焼き著けらえて死にき。(中略)爾くして、蛭貝比壳きさげ集めて、蛤貝比壳待ち承けて、母の乳汁を塗りしかば、麗しき丈夫と成りて、出で遊び行きき。)(『古事記』上卷・大国主神)

含^レ口唾^二入^レ其玉器^一。於是、其瓊、著^レ器、婢、不^レ得^レ離^レ瓊。(口に含みて其の玉器に唾き入れき。是に、其の瓊、器に著きて、婢、瓊を離つこと得ず。)(『古事記』上卷・日子穗々手見命と鵜葺草葺不合命)

前者は、高温に熱した石に焼き付けられて、肉体がこびり付いている様子、後者は玉が器の底に附着して取れなくなってしまう状態を描写しており、「ツク」を「カカル」に置き換えると、不自然な表現となる。両者に共通するのは、付着力の強さである。異なる物質が同化するほどの強力な付着を表

現する場合、「カカル」という語は相応しくないのである。

「カカル」と「ツク」の附着力の差は、そのまま天鈿女命の「カムガカリ」と、憑依の意味で使用される語（「託」・「著（着）」など）との関係に対応しているようである。天鈿女命の「カムガカリ」を、「顕神明之憑談」という文字列が示し、飯田季治氏も指摘するような、「神が憑依し談ずる様を顕す」のごとき意味と解釈するのであれば、実際には憑依していない可能性があり、また、憑依以外の要素に重点を置いた表現のようでもあるから、強力な附着を意味する「ツク」は相応しくない。それに対して、「託」や「著（着）」が使用される託宣の場面では、神が人体に憑依していることが明らかであるため、強力な附着を意味する「ツク」が相応しいのである。「カムガカリ」が、「ツク」のように単なる憑依を表す言葉ではないとすると、どのような解釈が妥当であろうか。以下に掲げる『万葉集』の用例が、「カムガカリ」の内実を知る上で重要な手がかりになると考える。

子等を思ふ歌一首 并せて序

釈迦如来、金口に正しく説きたまはく、「衆生を等しく思ふこと、羅睺羅のごとし」と。また説きたまはく、「愛するは子に過ぎたりといふことなし」と。至極の大

聖すらに、なほし子を愛したまふ心あり。況や、世間の蒼生、誰か子を愛せざらめや。

瓜食めば 子ども思ほゆ 栗食めば まして偲はゆい

づくより 来りしものそ まなかひに 母等奈可々利提

安眠しなさぬ（巻五・八〇二）

吾妹子が 笑まひ眉引き 面影に 懸而本名 思ほゆる

かも（巻十二・二九〇〇）

八〇二番歌は、わが子への愛情を詠んだ歌である。いつ何時も子どものが気にかかり、面影が目の前にちらついても眠できないとある。二九〇〇番歌は、対象を恋人とした同様の歌で、恋い焦がれる苦しい胸の内を表現している。

両者に共通する、愛執のあまり眼前にない人物を見るという心境は、重篤になれば幻覚に近い症状となるだろう。そしてそれは、巫覡などが常人には見ることでできない神々を見たり、交信したりする現象に通じている。このような、目の前にちらつくと解釈されるころの「カカル」には、「カムガカリ」の「カカル」と同質の語義が含まれているのではないだろうか。子どもや恋人の面影は、視界に現れることで心をかき乱すのであって、肉体にとり憑いているのではない。同様に、神霊がその存在を知らしめる手段としては、憑依によ

る託宣以外にも、特定の人物にだけ姿を見せたり、夢に現れたりすることが知られる。「カカル」は、「ツク」とは異なり、必ずしも直接触れ合うことを意味しない語義をも内包するのである。

『積日本紀』が引用する『私記』や、本居宣長が指摘するようには、天鈿女命の「カムガカリ」には、神霊が憑依したり談じたりする様を演じることで天照大神の関心を引こうとする目的意識があるのだとすると、その姿は神との交信を試みる巫覡に等しい。天鈿女命自身も神ではあるが、巫覡と同様の振る舞いをして天照大神を誘い出すという点において、彼女自身が巫女としての役割を果たしている。「カムガカリ」とは、憑依に限定されない広義における神と人との交流や接触を意味し、さらには、その手段としての様々な祈祷や俳優をも内包する言葉ではあるまいか。

「カムガカリ」を以上のように定義すると、上代の文学が実に多様な「カムガカリ」で彩られていることに気付かされる。記紀には、神々に対して名乗りを要求する挿話や、神々が自身の名を顕したりする挿話が見られ、託宣における神と巫覡との関係を連想させるものとして注目に値するが、これらは皆「カムガカリ」である。例えば、雄略天皇が葛城山で狩をした時に、天皇と同じ装いをした一事主神が現れ、互いに名

乗りをした物語は、正体不明の神が名を顕するという点において、憑依を伴わないところの託宣であり、その交流の一部始終は「カムガカリ」の様相を呈している。また、少子部連螺羸（注1）に命じて三諸岳の神を捕らえさせる物語も、「カムガカリ」と位置付けられよう。声を聞き要請に答えることで、荒ぶる神を慰撫し制御する役割を担うのが巫覡であるならば、力関係の如何によつては神を掌握することも有りうるのであるから、少子部連螺羸と三諸岳の神との関係も巫覡による祭祀を連想させるに足る。この物語は、『日本霊異記』上巻第一縁にも類話があり、より世俗的な変容を遂げている点において興味深い。このように、巫覡による祭祀や託宣的な要素が希薄であっても、神や靈魂との交流が描かれる物語であれば「カムガカリ」と見なすことができる。「カムガカリ」の物語群を定義することで、「憑依現象」や「託宣」に関連する物語を抽出する際には見落とされたいような用例にも光を当てることになるであろう。

上代において「カムガカリ」と憑依が明確に区別された可能性があるという視点を獲得した今、今後の展望としては、広義の「カムガカリ」の中にあつて、狭義の「とり憑き」が如何なる意味を持ち、どのような役割を担うのが問われなければならぬ。明確に区別されたということは、それだけ

の重要性を帯びた現象であったと考えられるからである。「カムガカリ」では、どのような条件の下で「とり憑き」が発生しうるのであろうか。そして「とり憑き」現象の有無は、どのような物語展開を要請するのであろうか。以上のような問題を課題とし、冒頭で述べたような黎明期の文学と信仰との関連を考察していくこととしたい。

おわりに

天鈿女命の「カムガカリ」は、その他の託宣の場面とは異質であり、単に神が憑依することを意味する言葉ではないと推測される。しかし、従来書紀の注釈が、憑依の意味で使用される「託」や「著(着)」を「カカル」と読んだように、天鈿女命の「カムガカリ」との差異は曖昧にされ、両者に区別のある可能性は十分に検討されてこなかった。そこで本稿では、「託」や「著(着)」を「カカル」と読むことに疑問を呈し、上代において、天鈿女命の「カムガカリ」と憑依を意味する語との間に、明確な差異のあった可能性を指摘した。

漢字「託」や「著(着)」などによって表されたのは和語「ツク」であり、狭義の「とり憑く」を意味したと考えられる。一方、「カムガカリ」は、「とり憑く」の意味も含み得る

ものの、広義における神と人との交流や接触を意味し、さらには、その手段としての様々な祈祷や俳優をも内包する言葉と考えられるのである。神々や靈魂との交流が身近な現象であった上代においては、「カムガカリ」の「カカル」と憑依を意味する「ツク」との違いが、明確に意識されていた可能性がある。

本稿は、『日本書紀』の注釈史において大まかに処理されていた、祭祀に関する表現の解釈に、厳密性を求めるものとなった。上代における憑依や託宣の用例を引用する際には、上述したような語義の相違を念頭に置いて、慎重に取り扱うことが望まれる。文学研究では、祭祀に纏わる憑依・託宣に着目した論考は少なく、上代の用例も盛んに引用される。今回の検証結果が、そうした研究に対して何がしかの役に立つこともあるのではないかと期待するところである。

注

注1 折口信夫「国文学の発生」(『折口信夫全集第一巻』新訂六版、一九八七年・中央公論社)及び、西郷信綱『詩の発生』(一九六〇年・未來社)による。

注2 本稿において、特に断らない引用文は、読みも全て新編日本古典文学全集による。

注3 宮内庁書寮部本(院政期)は、本稿で引用した巻十二の「託」

と巻十五の「著」を「カ、リ」と訓じ、北野本（鎌倉時代）は、巻二十八の「著」を「カ、リ」と訓じている。

注4 原文及び訓点は新訂増補国史大系第八巻（一九六五年・吉川弘文館）に拠った。訓読文は私に付した。

注5 九州大学萩野文庫本（文政五年刊）に拠った。割注は□で示した。

注6 『日本書紀新講・上』第十版（一九四一年・明文社）。

注7 『続日本紀』と『日本霊異記』は平安時代ではあるが、極めて早い時期の成立なので、ここに加えた。

注8 『古事記』仲哀記には神功皇后の託宣の場面があり、憑依を意味する可能性のある「帰」二例を確認できるが、文脈上神が主体の「とり憑く」ではなく、皇后が主体の「寄せる」の意と判断して、今回の考察からは除外した。詳細は別稿にて論じるところとする。

注9 『類聚名義抄』に記された訓を以下に掲げる。「懸」は、観智院本（第七刷・一九九五年・風間書房）法中九九に「カ、ルハルカナリ トラシクタルタルカク」とあり、「託」は、図書寮本（一九六九年・勉誠社）に「ツク」、観智院本・法上五〇に「ツク ヨル ワサウラ ホコル」とあり、「著」は、観智院本・仏下末二七に「キル ツク ハク アラハス シルスクル ワタイル」、僧上三七に「ツマツク ノフ タツ シルス アキラカナリ アラハス ツクル キル ハク トトマルキタル ツク オク アキラカナリ ナル アツマル ミルワタイル チャク チヨ」とある。

注10 春日政治著作集5『万葉片々』（一九八四年・勉誠社）。

注11 『類聚名義抄』の「認」の項目には、「ツク」とも「カカル」ともない。これは、憑依の意味での用法が一般的ではなく、後世

に受け継がれなかったことを意味していよう。観智院本・法上五四に「トム キタル オモフ ツナク モトム シルシスサクル モロく タツヌ トメシリテ ナヤメリ」とある。

注12 特殊な用例である「顕神明之憑談」を除外したが、この「憑」が「とり憑く」の意味であるならば、実質二例となる。

注13 『類聚名義抄』に記された訓は以下のとおり。図書寮本「ヨルアツラフ」、観智院本・法上四六「タノム ヨリトコロ サカユ カク カクル アトラフ ヨル」、法中一〇〇「ヨル イカル サカリニ イキトホル オホイナリ タノム アツラフ ヨトコロ」。

注14 『古語大辞典』第七刷（一九八九年・小学館）の「かかる」の項目に、「固定した一点から垂れ下がる意が原義か。」とあり、これは、和語「カカル（カク）」の語義がさまざまに分類される中で、記紀の用法と一致している。

注15 漢籍では「憑」を「とり憑く」の意味で使用する例が散見されるが、これに関連した内容を、拙稿「上代における「託」の訓に関する一考察」（『語文研究』第百十六号・二〇一三年十二月）で論じている。

注16 『古事記』下・雄略記及び『日本書紀』巻十四・雄略天皇四年二月の条に見える。

注17 『日本書紀』巻十四・雄略天皇七年七月の条に見える。

（ふじさき ゆうじ・本学大学院博士後期課程）